

(保 233) F
平成 23 年 3 月 15 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震に伴う労災診療の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震により業務上災害等を受けた傷病労働者及び医療機関の倒壊等により転医した傷病労働者が生じている状況を踏まえ、これらの傷病労働者に係る労災診療の取扱いについて、別添のとおり、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長より関係機関に対し通知されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の地震により業務上災害等を受けた傷病労働者及び医療機関の倒壊等により転医した傷病労働者については、当面の緊急措置として、いわゆる 5 号様式及び 16 号の 3 様式、あるいは 6 号様式及び 16 号の 4 様式の提出がなくとも、新たに療養の給付等の対象となる者については、傷病労働者の氏名、生年月日、住所、事業の名称、事業場の所在地、災害発生年月日、簡単な災害発生状況を任意様式で記載すること、また、既に労災保険給付の対象であって、療養を継続している者については、労災保険制度の対象者であることの申し出、氏名、生年月日、住所等を医療機関が確認することにより、全ての労災保険指定医療機関で受診することができることとなっております。

また、傷病労働者が労災保険指定医療機関以外の医療機関（以下、「非指定医療機関」という。）に受診した場合であっても、当該非指定医療機関より都道府県労働局あてに相談があった場合には労災保険指定医療機関指定申請を遡及して行うこととし、傷病労働者に自己負担させないようにする等の取扱いが示されております。

なお、平成 23 年 3 月 11 日付けにて厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長より、労災保険給付の請求に係る事務処理に関し、通知が発出されておりますので、ご参考までにご送付申し上げます。

具体的には、被災労働者の所属事業場等が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を受理することとし、また、被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、療養の費用の請求にあたり診療担当者の証明が受けられない場合においては、診療担当者の証明がなくとも請求書を受理することとなっております。

<添付資料>

1. 東北地方太平洋沖地震に伴う労災診療の取扱いについて
(平 23.3.14 基労補発 0314 第 1 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長)
[参考資料]
 - ・東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理について
(平 23.3.11 基労補発 0311 第 9 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長)